

笠岡市立城見小学校 いじめ防止基本方針

平成31年4月 改訂

いじめに関する現状と課題

・本校は1学年1学級という小規模校であるため、子ども同士の人間関係が固定化されやすいことや、時には日常の子どもの生活や遊びの中で、相手の気持ちを考えない言動が見られることなどを考えると、いじめが発生する可能性は否定できない。昨年度は、いじめと認知される事例が4件発生している。そこで、全教職員でいじめについての認識と対応について再確認するとともに、全校児童の言動に常に目を向け、いじめの発生を未然に防いだり早期発見に努めたりしていかなければならないと考える。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・いじめは、教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与え、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれのある人として決して許されない行為である。しかしながら、どの学校、どの児童にも起こりうる問題であることを共通理解し、学校・家庭・地域が一体となり継続して未然防止や早期発見及び早期対応に取り組んでいくことが大切である。

・「いじめを生まない環境作り」に取り組む未然防止活動は、学校全体の組織的な取組と同時に、すべての教職員が日々実践していかねばならないと考える。(重点となる取り組み)

- ・いじめについて考える週間では、授業や学級活動を通して人権意識の高揚を図る。
- ・いじめに関するアンケート調査(6月、10月)を行い実態把握に努めると同時に教育相談を行う。
- ・毎週水曜日の昼休みの時間をロングにし、遊びを通して教師と子ども、子ども同士の人間関係を築いたり、児童理解に努めたりする。

保護者・地域との連携

<連携の内容>

- ・学校基本方針をPTA総会や学級懇談で説明し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るようとする。
- ・学校評議員や民生児童委員及び安全パトロール隊等の協力を得て、学校外での児童の生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、早期発見に努める。
- ・インターネット上のいじめ問題やスマートフォン等の望ましい使い方について、啓発のためにPTAを対象とした研修会を実施する。
- ・学校便りやHP、校内の掲示物等にいじめ問題等の各種窓口等を紹介し、活用を促していく。
- ・学校評価において、いじめの未然防止、早期発見、いじめの対処等の取組等を評価し、結果を踏まえた改善を行う。

学 校

いじめ対策委員会

<対策委員会の役割>

基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成・実行・検証・修正、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

<対策委員会の開催時期>

毎学期末 必要に応じて随時

<対策委員会の内容の教職員への伝達>

職員会議や、緊急を要する場合は臨時の職員会議や終礼で報告する。

<構成メンバー>

- ・校外
主任児童委員・PTA会長等
- ・校内
校長・教頭・生徒指導主事・学年部代表・養護教諭・SC

全 教 職 員

関係機関等との連携

◇ <連携機関名>

・笠岡市教育委員会

<連携の内容>

・対応方法や配慮事項に対する指導助言・支援のための専門スタッフの派遣

<学校側の窓口>

・教頭

◇ <連携機関名>

・教育相談室、児童相談所、子育て支援課

<連携の内容>

・窓口、指導助言、継続支援等

<学校側の窓口>

・教頭、生徒指導主事

◇ <連携機関名>

・笠岡警察署生活安全課

<連携の内容>

・いじめ・非行防止教室の開催、ネットいじめなど資料提供、情報共有、助言

<学校側の窓口>

・教頭

学校が実施する取組

① いじめの防止	<p>(職員研修) ・教職員の指導力向上を目指して、「いじめ」や「情報モラル」をテーマに研修会を行い、いじめの存在に気付いたらすぐに関係者間で情報を共有できるような学校環境、雰囲気づくりに努める。また、教職員に課せられた通報義務についても周知徹底する。</p> <p>(学級活動) ・「いじめについて考える週間」(6月)や「人権週間」(12月)において、標語やなかよし宣言を考えたり、友達のよさを認め合ったりする活動を行う。</p> <p>(居場所づくり) ・学級での日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定したり、縦割り班活動や異学年交流活動を行ったりして、自己有用感や充実感が感じられるようにする。</p> <p>(情報モラル教育) ・低学年から、情報モラルの必要性や情報に対する責任について考え、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を発達段階に応じて行う。</p>
② 早期発見	<p>(実態把握) ・年に2回のいじめに関するアンケートや教育相談を通して、児童の生活の様子を把握し、いじめの早期発見に努める。 ・毎週水曜日の昼休みはロングにし、遊びを通して、教師と児童との人間関係づくりに努めたり、児童の様子を把握したりする。 ・第5学年で年に2回hyper-QUを実施し、学級満足度や学校生活の意欲から、児童実態や人間関係について把握する。</p> <p>(情報共有) ・毎日の終礼の中で、「児童の様子」について報告し合う時間を設け、児童に気になる変化や行為があった場合は、短時間で正確に事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とする。</p> <p>(相談体制の確立) ・相談担当の教職員(養護教諭)を児童に周知すると共に、すべての教職員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細やかな声かけを行い、児童がいつでも誰にでもいじめを訴えたり相談したりすることができるようにする。</p> <p>(家庭との連携) ・日頃から保護者との信頼関係の構築に心がけ、児童の良いところや気になるところ等学校の様子について連絡を密にする。</p>
③ いじめへの対応	<p>(いじめの有無の確認) ・いじめの相談があったり子どもの行動から見受けられたりしたときは、管理職や生徒指導主事に速やかに報告し、担任を中心に教育相談等を行い、事実の確認をする。</p> <p>(組織的対応) ・いじめ対策・生徒指導委員会を開き、対応について協議し、教職員全体で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行うとともに関係諸機関と連携する。</p> <p>(いじめられた児童への支援) ・いじめがあったことが確認されたときは、いじめられた児童を守り抜くという立場で、その児童や保護者に対して支援を行う。</p> <p>(いじめた児童への指導) ・いじめた児童に対して、いじめは絶対にしてはいけない行為であることや相手の心身に大きな傷を負わせることになることを指導するとともに、保護者への連絡を行い今後の健全な成長を促すようにする。</p> <p>(いじめを傍観していた児童への対応) ・自分の問題として捉えさせると共に、いじめを止めることはできなくても誰かに伝える勇気をもつよう指導する。</p>